



報道関係者 各位

令和元年 7 月 8 日 (月)
【照会先】
鹿児島労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 榎園 和彦
地方産業安全専門官 磯端 誠
(直通電話) 099-223-8279

「令和元年 6 月末からの大雨」に係る災害復旧
工事等の労働災害防止対策について
～ 建設工事発注機関等に対し緊急要請を実施 ～

鹿児島労働局(局長 ^{こばやし ごう}小林 剛)は、7 月 5 日付けで災害復旧工事の発注機関と建設業の団体に対し、労働災害防止対策について要請しました。

記

1 要請日

令和元年 7 月 5 日(金)

2 要請先

県下の建設工事発注機関及び建設関係業界団体

3 要請の概要

6 月 28 日からの大雨においては、活発な梅雨前線による記録的な大雨により鹿児島県内でも甚大な被害がもたらされました。

今後、被災地における災害復旧工事をはじめ、その近辺で施工される建設工事現場においては、地盤が緩み、土砂崩壊、土石流等による労働災害及び車両系建設機械による労働災害の発生が危惧されます。あわせて、これから気温が最も高くなる時期に入ることから、熱中症による労働災害も危惧されます。

今後の労働災害の発生を防止するため、建設工事発注機関と建設業労働災害防止協会鹿児島県支部等の建設業の団体に対し、安全な工事を実施するよう要請しました。

4 今後の対応

災害復旧工事の本格化に伴い、適切な時期に管内労働基準監督署において安全パトロールの実施等により、労働災害防止対策に万全を期することとしています。

別添 1 発注機関への要請文書

別添 2 建設業の団体への要請文書

鹿労発基 0705 第 1 号の 2
令和元年 7 月 5 日

建設工事発注機関の長 殿

鹿児島労働局長

災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底について(要請)

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「令和元年 6 月末からの大雨」により鹿児島県内では甚大な被害をもたらされたところですが、今後、被災地における災害復旧工事等においては、土砂崩壊、土石流等による労働災害及び車両系建設機械による労働災害の発生が危惧されます。併せて、これから気温が最も高くなる時期に入ることから、熱中症による労働災害も危惧されます。

6 月 28 日の降り始めからの総雨量は、平成 5 年の「8・6 水害」を想起される記録的な大雨であり、過去、雨が降りやんだ後に河川の氾濫や土砂崩壊が発生した例もあります。

「梅雨期における土砂崩壊等による労働災害防止」については、令和元年 5 月 28 日付け鹿労発基 0528 第 1 号により要請しておりますが、上記の状況を踏まえ、今後、災害復旧工事その他建設工事の発注及び施工管理に当たり、安全衛生確保のための施工方法等について御配慮いただくとともに、工事請負者等が労働災害防止対策をより一層徹底し、特に下記の事項を踏まえた安全な工事と労働者の健康の確保を行うよう、改めて周知徹底していただきたく要請します。

記

1 安全衛生教育の徹底

新規採用者及び初めて災害復旧工事等に従事する労働者については、技能や経験不足による労働災害のおそれがあることから、雇入時、新規入場時及び作業変更時の安全衛生教育を確実に実施するとともに、日々の現場巡視の結果等に基づき、繰り返し安全衛生教育を実施すること。

2 土砂崩壊災害防止対策

- (1) 地山の掘削を伴う工事の施工に当たっては、大雨の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに十分に留意の上、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第 355 条に基づき、作業箇所及びその周辺の地山につい

て、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。

また、豪雨前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。

- (2) 上記(1)の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。
- (3) 掘削の作業に当たっては、安衛則第358条に基づき点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。
- (4) 土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第361条に基づき、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。
- (5) 復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記(1)から(4)に準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。

3 土石流災害防止対策

- (1) 土石流危険河川における工事の施工に当たっては、安衛則第575条の9に基づき、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等をあらかじめ十分に調査すること。また、豪雨前から着工している工事であっても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。
- (2) 土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を、必要に応じ見直すこと。また、降雨量が警戒降雨量基準に達していなくても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置を講ずること。
- (3) 安衛則第575条の14及び安衛則第575条の15に基づき、警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等を労働者に十分周知すること。

4 車両系建設機械による災害防止対策

- (1) 労働災害防止のため、当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。
- (2) 車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定されるため、安衛則第155条に基づき、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。

また、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、安衛則第158条に基づき、立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。

- (3) 不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、安衛則第157条に基づく車両系建設機械の転倒・転落防止対策の徹

底を図ること。

- (4) 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。

5 粉じん対策

堆積した土砂やがれきの撤去時は、粉じんが飛散する状態での作業となることから、粉じんによる健康障害を防止するため、防じんマスクを確実に着用して作業を行わせること。

6 熱中症予防対策

- (1) 今後は気温の上昇が予測されるので、WBGT 値の低減を図り、単独作業を行わないようにする等の作業環境の見直しとともに、連続作業時間を短縮し、長めの休憩時間を設ける等の作業管理の見直しを行うこと。
- (2) 作業者が睡眠不足、体調不良、前日に飲酒している場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、朝礼等の際にその症状等が顕著に見られる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を行う。
- (3) 朝礼等の際に注意喚起、頻繁に巡視を行い確認する等により、自覚症状の有無にかかわらず水分及び塩分の摂取を定期的に行わせる。
- (4) 熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、救急措置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取を行うこと。また、必要に応じ、救急車の手配や医師の診察を受けさせること。

7 過重労働による健康障害防止対策

緊急の対応が求められるため、労働者に大きな負担がかかり過重労働になることが懸念されることから、作業に当たっては十分な休憩時間の確保とともに、長時間労働の抑制及び健康障害防止対策の徹底を図ること。

8 緊急避難体制の確立

作業中に急迫した危険が生じた場合の緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知すること。

鹿労発基 0705 第 1 号の 3
令和元年 7 月 5 日

建設関係業界団体の長 殿

鹿児島労働局長

災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底について(要請)

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「令和元年 6 月末からの大雨」により鹿児島県内では甚大な被害をもたらされたところですが、今後、被災地における災害復旧工事等においては、土砂崩壊、土石流等による労働災害及び車両系建設機械による労働災害の発生が危惧されます。併せて、これから気温が最も高くなる時期に入ることから、熱中症による労働災害も危惧されます。

6 月 28 日の降り始めからの総雨量は、平成 5 年の「8・6 水害」を想起される記録的な大雨であり、過去、雨が降りやんだ後に河川の氾濫や土砂崩壊が発生した例もあります。

「梅雨期における土砂崩壊等による労働災害防止」については、令和元年 5 月 28 日付け鹿労発基 0528 第 1 号により要請しておりますが、上記の状況を踏まえ、今後、災害復旧工事その他建設工事における労働災害防止対策のより一層の徹底を図るとともに、特に下記の事項を踏まえた安全な工事と労働者の健康の確保を行うよう、貴会会員各位に対し、改めて周知徹底していただきたく要請します。

記

1 安全衛生教育の徹底

新規採用者及び初めて災害復旧工事等に従事する労働者については、技能や経験不足による労働災害のおそれがあることから、雇入時、新規入場時及び作業変更時の安全衛生教育を確実に実施するとともに、日々の現場巡視の結果等に基づき、繰り返し安全衛生教育を実施すること。

2 土砂崩壊災害防止対策

- (1) 地山の掘削を伴う工事の施工に当たっては、大雨の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに十分に留意の上、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第 355 条に基づき、作業箇所及びその周辺の地山について

て、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。

また、豪雨前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。

- (2) 上記(1)の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。
- (3) 掘削の作業に当たっては、安衛則第358条に基づき点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。
- (4) 土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第361条に基づき、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。
- (5) 復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記(1)から(4)に準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。

3 土石流災害防止対策

- (1) 土石流危険河川における工事の施工に当たっては、安衛則第575条の9に基づき、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等をあらかじめ十分に調査すること。また、豪雨前から着工している工事であっても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。
- (2) 土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を、必要に応じ見直すこと。また、降雨量が警戒降雨量基準に達していなくても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置を講ずること。
- (3) 安衛則第575条の14及び安衛則第575条の15に基づき、警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等を労働者に十分周知すること。

4 車両系建設機械による災害防止対策

- (1) 労働災害防止のため、当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。
- (2) 車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定されるため、安衛則第155条に基づき、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。

また、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、安衛則第158条に基づき、立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。

- (3) 不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、安衛則第157条に基づく車両系建設機械の転倒・転落防止対策の徹

底を図ること。

- (4) 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。

5 粉じん対策

堆積した土砂やがれきの撤去時は、粉じんが飛散する状態での作業となることから、粉じんによる健康障害を防止するため、防じんマスクを確実に着用して作業を行わせること。

6 熱中症予防対策

- (1) 今後は気温の上昇が予測されるので、WBGT 値の低減を図り、単独作業を行わないようにする等の作業環境の見直しとともに、連続作業時間を短縮し、長めの休憩時間を設ける等の作業管理の見直しを行うこと。
- (2) 作業者が睡眠不足、体調不良、前日に飲酒している場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、朝礼等の際にその症状等が顕著に見られる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を行う。
- (3) 朝礼等の際に注意喚起、頻繁に巡視を行い確認する等により、自覚症状の有無にかかわらず水分及び塩分の摂取を定期的に行わせる。
- (4) 熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、救急措置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取を行うこと。また、必要に応じ、救急車の手配や医師の診察を受けさせること。

7 過重労働による健康障害防止対策

緊急の対応が求められるため、労働者に大きな負担がかかり過重労働になることが懸念されることから、作業に当たっては十分な休憩時間の確保とともに、長時間労働の抑制及び健康障害防止対策の徹底を図ること。

8 緊急避難体制の確立

作業中に急迫した危険が生じた場合の緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知すること。